平成２２年（フ）第２１８号
埼玉県八潮市緑町５丁目11番地10　伊草ビューハイツＢ―101
債務者　三嶋　京子
1　決定年月日時　平成22年６月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月26日までさいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２２年（フ）第２４１号
埼玉県春日部市小渕493番地１　春日部小渕団地９棟305号、前住所埼玉県久喜市南栗橋９丁目１番地19
債務者　丸山　和宏
1　決定年月日時　平成22年６月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月26日までさいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２２年（フ）第２４９号
埼玉県越谷市神明町１丁目224番地１　ホーユーパレス越谷106山崎方
債務者　能登　高史
1　決定年月日時　平成22年６月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月26日までさいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２２年（フ）第２６２号
埼玉県北葛飾郡杉戸町大字堤根4520番地
債務者　中村　定子
1　決定年月日時　平成22年６月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月26日までさいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２２年（フ）第４１号
埼玉県行田市栄町５番41号、破産申立時の住所埼玉県行田市大字持田166番地８
債務者　関口　清美
1　決定年月日時　平成22年６月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月26日までさいたま地方裁判所熊谷支部

平成２２年（フ）第４２号
埼玉県行田市栄町５番41号、破産申立時の住所埼玉県行田市大字持田166番地８
債務者　関口　珠枝
1　決定年月日時　平成22年６月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月26日までさいたま地方裁判所熊谷支部

平成２２年（フ）第１６３号
埼玉県児玉郡上里町大字忍保1456番地３
債務者　黒澤　隼人
1　決定年月日時　平成22年６月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月26日までさいたま地方裁判所熊谷支部

平成２２年（フ）第１９５号
埼玉県本庄市見福５丁目１番30号　東富田ハイツ204
債務者　茂木　吉孝
1　決定年月日時　平成22年６月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月26日までさいたま地方裁判所熊谷支部

平成２２年（フ）第２１２号
埼玉県熊谷市桜町１丁目３番11号
債務者　串田　玲子
1　決定年月日時　平成22年６月２日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月26日までさいたま地方裁判所熊谷支部

平成２２年（フ）第４４０号
千葉県市原市東国分寺台３丁目９番地　レイクタウン10号棟
債務者　平野　　隆
1　決定年月日時　平成22年５月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月26日まで千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第４５０号
千葉市花見川区花見川４―10―210、住民票上の住所千葉市花見川区横戸台16番地の４
債務者　波多野明彦
1　決定年月日時　平成22年５月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月26日まで千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第４８３号
千葉県市原市根田２丁目３番地28　チャレンジタウン811号
債務者　佐藤　道雄
1　決定年月日時　平成22年５月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月26日まで千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第８８３８号
東京都江東区千石１丁目７―10―315
債務者　松永　和久
1　決定年月日時　平成22年５月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月27日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月27日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第８９４９号
東京都杉並区下高井戸１丁目３―15
債務者　大津　敏弘
1　決定年月日時　平成22年５月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月27日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月27日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第９０１８号
東京都足立区西新井４丁目33―15―503
債務者　石橋　光男
1　決定年月日時　平成22年５月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月27日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月27日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第９０１９号
神奈川県横浜市港南区上永谷３丁目６―13
債務者　小島　知子
1　決定年月日時　平成22年５月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月27日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月27日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部